

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例（平成22年10月12日京都市
条例第15号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

本市の区域内に民間事業者が設置する乳児院, 母子生活支援施設, 児童養護施設,
知的障害児施設及び知的障害児通園施設の設備及び運営に関する水準の向上に必
要な財源に充てるため, 京都市社会福祉事業基金に新たに児童福祉施設運営事業基
金を設置することとしました。

この条例は, 平成22年10月12日から施行することとしました。

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年10月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第15号

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

山田 ^多 祢児童福祉 事業基金	児童福祉事業の推進に必要な費用	100,000,000	を
-------------------------------	-----------------	-------------	---

」

「

山田 ^多 祢児童福祉 事業基金	児童福祉事業の推進に必要な費用	100,000,000	に
児童福祉施設運営 事業基金	乳児院，母子生活支援施設， 児童養護施設，知的障害児 施設及び知的障害児通園施 設の設備及び運営に関する 水準の向上に必要な費用	134,864,370	

」

改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)